

静岡市規則第34号

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年11月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

静岡市建築基準法施行細則（平成15年静岡市規則第229号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第10条第5号中「超えるもの」の次に「又は階数が3以上で地階若しくは3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの」を加え、同条第8号中「第2条第4項」を「第2条第3項」に改め、「含む」の次に「。以下同じ」を加える。

第11条第2項の表中「、旅館又は簡易宿所」を「又は旅館」に改める。

第15条第2号の表日影図の項、同条第3号の表日影図の項、同条第5号の表日影図の項、同条第6号の表日影図の項、同条第7号の表日影図の項及び同条第9号の表日影図の項中「第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄」を「第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄」に改める。

第16条の2中「又は第3項」を「若しくは第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第87条の2第1項」に改める。

第25条中「正本2通及び副本1通」を「正本及び副本」に改め、同条第2号中「又は」を「、」に改め、「第6項」の次に「又は第87条の3第3項、第5項若しくは第6項」を加え、同号の表中「構造図」の次に「（法第87条の3第3項、第5項又は第6項の規定による許可を受けようとする場合を除く。）」を加え、同条第3号の表中「第48条第15項ただし書」を「第48条第16項第1号」に改め、同条第5号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同号の表日影図の項中「第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄」を「第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄」に改め、同条第6号中「法第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同号の表中

「

日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定
-----	---

	表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	を
防災避難計画書		

「

日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	に
防災避難計画書		
区域図（法第53条第5項（第1号に掲げる建築物を除く。）の規定による許可を受けようとする場合に限る。）	縮尺、方位、特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域の境界線及び敷地の位置	

」

改め、同条第7号の表日影図の項及び同条第8号の表日影図の項中「第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄」を「第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄」に改め、同条第9号中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同号の表日影図の項中「第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄」を「第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄」に改め、同条第10号の表日影図の項中「第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄」を「第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄」に改める。

第26条第1項中「第10条の4の4第1項」を「第10条の4の5第1項」に改め、同条第2項中「第10条の4の7第1項」を「第10条の4の8第1項」に改める。

第33条第4項中「、第62条第1項」を「(政令第136条の2第1号及び第2号に掲げる建築物に限る。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。